

平成二十八年三月十五日提出  
質問第一九五号

高市総務大臣の放送法第四条についての答弁に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

高市総務大臣の放送法第四条についての答弁に関する質問主意書

高市総務大臣は、放送法第四条に関し、倫理規範ではなく「法規範性がある」と繰り返し、総務委員会などで答弁している。

この点に関して、以下質問する。

一 「法規範性がある」との答弁の法的根拠はいかなるものか。具体的に示されたい。

右質問する。